

茨城県廃棄物処理施設設置等専門委員会設置運営要綱

(専門委員会の設置)

第1条 廃棄物処理施設の設置等に係る周辺地域の生活環境への影響について審議し、もって適切な廃棄物処理施設の立地に資することを目的として、茨城県廃棄物処理施設設置等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会において所掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び一般廃棄物最終処分場の設置等に関し、次の事項について専門的見地から審議を行うこと。
 - ① 施設の設置等に関する計画
 - ② 施設の維持管理に関する計画
 - ③ 最終処分場にあつては、災害防止のための計画
- (2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち焼却施設及び産業廃棄物最終処分場の設置等に関し、前号に掲げる事項について専門的見地から審議を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項について専門的見地から審議を行うこと。

(組織及び委員の委嘱等)

第3条 専門委員会は委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関し専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 委員長は、知事、県民センター長又は環境政策課長から第2条各号に掲げる事項について意見を求められたときは、会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ、書面をもって会長に意見を述べることができる。
- 7 委員長は、会議における審議結果及び前項の意見を専門委員会の意見として取りまとめ、知事、県民センター長又は環境政策課長に報告するものとする。

(参考人の意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。